

第2章 国際部

第1節 農林水産物の輸出入

1 農林水産物等の輸出促進対策

(1) 事業の趣旨

WTO や EPA 等の国際交渉に当たっては、攻めの姿勢を持ち対応しているところである。

また、近年、世界的な日本食ブームの広がりやアジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加等により、高品質な我が国農林水産物・食品（以下、「農林水産物等」という。）の輸出拡大のチャンスが増大している。

このような中、政府は農林水産物等の輸出額を平成25年までに1兆円規模とするという目標を掲げ、輸出促進に取り組んでいる。

農林水産省においては、検疫協議の加速化、輸出証明書の発行体制の整備等を進めるとともに、民間における輸出の取組を積極的に支援するため、商談の場の提供や海外における PR 活動等を実施した。

(2) 事業内容

平成18年度において、具体的に実施された輸出促進対策は以下のとおりである。

ア 農林水産物等海外販路創出・拡大事業

農林漁業者や食品産業等事業者（以下、「農林漁業者等」という。）に海外への販路の創出・拡大の機会を提供するため、海外での展示・商談会に日本パビリオンを出展するとともに、海外百貨店等に常設店舗を設置し農林水産物等の定常的・継続的な販売促進活動を行った。

また、これらに併せた試食会やセミナー等を実施した。

イ 農林水産物等海外普及対策事業

生産者団体が主体的に取り組む日本産米を中心とした農林水産物等の海外での PR 活動（日本型食生活の紹介と絡めた PR 活動を含む。）を支援した。また、日本食・日本産品の PR のためのパンフレット、DVD を整備した。

ウ 農林水産物貿易円滑化推進事業

農林漁業者等が輸出しやすい環境を整備するため、相手国における貿易制度、関連諸制度等についての海外貿易情報の収集や米、野菜、茶の輸出可能性の調査を実施した。また、農林漁業者等の輸出志向を醸成するためのセミナーを開催し、輸出経験者等を講師として輸出に関する情報を提供した。

エ 農林水産物等輸出倍増推進事業

今後、輸出の拡大が期待される品目について意欲的な目標を設定し本格的に輸出に取り組もうとする民間団体等を対象に、これらの者が行う輸出環境整備や市場調査、販売促進活動等の輸出拡大プロジェクトを支援した。

また、日本ブランドの輸出を支える我が国オリジナル品種の保護のため、DNA 分析による識別技術の開発を支援した。

（金額等については、表1参照）

2 関税（平成19年度当省関係品目の改正概要）

(1) 平成19年度の関税改正の経緯

平成19年度の関税改正は、次のような経緯で行われた。まず、平成17年4月4日、財務大臣から「経済情勢の変化等に対応し、関税率及び関税制度を、いかに改めるべきか」について関税・外国為替等審議会に諮問され、これを受けて、平成18年8月4日、9月13日、10月23日及び11月27日の関税分科会での審議を経た後、12月14日の関税分科会で答申された。なお、この間、関税分科会企画部会の下に2つのワーキンググループ（知的財産権侵害物品の水際取締りに関するワーキンググループ並びに犯則調査・罰則等のあり方に関するワーキンググループ）を設置して、犯則調査・罰則等のあり方に関するの専門的事項については、平成18年10月11日、11月22日及び12月8日の計3回の検討を経た後、12月15日の関税分科会で座長中間取りまとめを、また知的財産権侵害物品の水際取締りに関する専門的事項については、平成18年9月27日、10月10日及び12月5日の計3回の検討を経た後、12月15日の関税分科会で座長取りまとめを報告し、審議を経た後、平成19年度の関税改正として前述の答申に盛り込まれ

表1 輸出促進対策予算

事業名	予算額（単位：千円）	事業の概要
	18年度	
1. 農林水産物等海外販路創出・拡大事業費	430,000	輸出を始めようとする民間団体等を対象とした展示・商談会での販路創出、海外百貨店等での通年型販売の促進。
2. 農林水産物等海外普及対策事業費	105,000	生産者団体等が主体的に取り組む日本産米を中心とした農林水産物等の海外でのPR活動等の支援。
3. 農林水産物貿易円滑化推進事業費	84,500	相手国における貿易制度、関連諸制度等の貿易情報を収集するとともに、米、野菜、茶の輸出可能性や日本食の海外展開のための調査を実施。これらの情報や調査結果をセミナー等を通じて農林漁業者等へ広く周知。
4. 農林水産物等輸出倍増推進事業費	372,420	輸出に取り組もうとする民間団体等を対象とした輸出拡大プロジェクトの支援、我が国オリジナル品種の保護のための、DNA分析技術の開発の支援。

た。その後、この答申に基づき、「関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」が国会に提出され、平成19年4月1日から施行された。

(2) 農林水産省関係品目の関税改正等の概要

ア 暫定税率、農産品に係る特別緊急関税制度等の適用期限の延長等

(ア) 平成19年3月31日に適用期限が到来する関税暫定措置法別表第1及び第1の3に定める物品の暫定税率について、その適用期限を平成20年3月31日まで延長することとした。

(イ) 平成18年3月31日に適用期限が到来するウルグァイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品に係る数量基準及び価格基準による特別緊急関税制度、生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置並びに生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を平成20年3月31日まで延長することとした。ただし、牛肉に係る関税の緊急措置については、北米産牛肉の輸入再開という輸入環境の変化に対応した特例措置として、制度の基本は維持しつつ、発動基準数量を算出する際の基礎となる輸入数量を、北米産牛肉の輸入が行われていた平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均とした（平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均による発動基準数量を下回る場

合には、平成18年度の輸入実績による）。

(ウ) 平成19年3月31日に適用期限が到来する沖縄にかかる関税上の特例措置である選択課税制度及び沖縄型特定免税店制度について、その適用期限を平成24年3月31日まで延長することとした。

イ 特惠関税に係る改正

(ア) WTO 香港閣僚宣言等を受け、LDC（後発開発途上国）への一層の支援を図る観点から、LDC 特惠対象品目の拡大を行い、LDC 特惠対象例外品目（176品目、うち農水産品は130品目）を設定し、それ以外の品目については LDC 特惠無税を設定することとした。

(イ) 仏領ポリネシアについて国別特惠適用除外措置を適用することとした。

(ウ) 国別・品目別特惠適用除外措置を適用する品目及び原産地の設定に関し、タイ産まぐろ缶詰等のまぐろ・かつお調製品、中国産の白身魚フライ等のたら等の魚調製品及び冷凍のシーフードミックス等のあさり等の軟体動物調製品に同措置を引き続き適用することとした。

(エ) (ア)の実施にあたり、平成14年12月の国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準及び緊急特惠停止措置の運用基準について、それぞれ次の見直しを行うこととした。

① 国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準

適切な保存管理が行われていないものとして国際的に確認された開発途上国からの水産資源の輸入といった環境・資源保護の観点から特惠を供与すべきでない品目について、特惠適用除外措置を講ずることを可能とするための現行適用基準の見直し。

② 緊急特惠停止措置の運用基準

国内産業において、緊急特惠停止措置の発動が真に求められるような損害又はそのおそれが見込まれる場合には、機動的に同措置の発動を行う必要があることを踏まえ、現行運用基準について、関係省庁間の手続や必要となる資料、発動に係る検討事項の明確化を図る等の見直し。

ウ その他の改正

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律が改正され、麦について従来の国家貿易による輸入方式に加えて、SBS (Simultaneous Buy and Sell (売買同時契約))方式を導入することとされたことを受け、現行の輸入方式による麦について適用している暫定税率を SBS 方式による麦についても適用する等のため規定を整備することとした。

(3) 関税割当制度に関する政令の改正

ウルグアイ・ラウンド合意において、国際的に約束した関税化品目に係るアクセス数量の確保が基本的に関税割当制度(注1)により行われることとなったことなどから、本制度の対象品目は、平成7年度改正において全体で21品目(うち農産品は18品目)に拡大され、その後、平成15年度改正において酒類用原料アルコール製造用アルコールについて本制度の適用対象外とされ、この結果、全体で20品目(うち農産品は18品目)となった。平成19年度改正においても、農林水産省所管の対象品目に変更はなく、各品目の関税割当数量が定められた。(表2参照)

(注1) 関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率(1次税率)を適用して、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分については、高税率(2次税率)を適用することによって国内生産者の保護を図る制度で、この1次税率の適用を受ける数量(関税割当数量)は、原則として、国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定めることとされている。

表2 平成19年度 関税割当制度対象品目一覧

1. UR 合意以前から関税割当制度の対象となっている品目(従来品目)

(単位:トン)

品名	関税割当数量		現行税率	
	18年度	19年度	1次税率	2次税率
ナチュラルチーズ(プロセスチーズ原料用)	63,600	62,800	無税	29.8%
とうもろこし	コーンスターチ用	4,259,800	4,228,100	無税 50%又は12円/kgのうち いずれか高い税率
	単体飼料用(丸粒)	301,200	314,900	
	特定物品製造用 (コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒用)	61,700	73,900	
	その他用	166,600	149,800	3%
麦芽	582,600	580,700	無税	21.30円/kg
糖みつ(アルコール製造用)	12,000	12,000	無税	15.30円/kg
無糖ココア調製品(チョコレート製造用)	18,700	17,100	無税	21.3%
トマトピューレー・ペースト(トマトケチャップ等製造用)	39,500	39,900	無税	16%
パイナップル缶詰	50,200	48,900	無税	33円/kg

2. UR 合意により関税割当制度の対象となった品目（関税化品目）

（単位：トン）

品 名		関税割当数量		現行税率	
		18年度	19年度	1次税率	2次税率
その他の乳製品		133,940	133,940	12%、12.5%、 21%、25%、 35%	21.3%+54円/kg、21.3%+ 114円/kg、21.3%+635円/kg、 21.3%+1,199円/kg、23.8%+ 679円/kg、23.8%+1,159円/kg、 29.8%+396円/kg、29.8%+ 400円/kg、29.8%+582円/kg、 29.8%+679円/kg、29.8%+ 915円/kg、29.8%+1,023円/kg、 29.8%+1,155円/kg、29.8%+ 1,155円/kg、29.8%+1,159円/kg
脱脂粉乳	学校等給食用以外	74,973	74,973	無税、25%、 35%	396円/kg、425円/kg、21.3%+ 396円/kg、21.3%+425円/kg、 29.8%+396円/kg、29.8%+ 425円/kg
	学校等給食用	7,264	7,264	無税	396円/kg、 425円/kg
無糖れん乳		1,500	1,500	25%、30%	21.3%+254円/kg、 25.5%+509円/kg
ホエイ等	無機質を濃縮したホエイ	14,000	14,000	25%、35%	29.8%+425円/kg、 29.8%+687円/kg
	ホエイ及び調製ホエイ （配合飼料用）	45,000	45,000	無税	29.8%+425円/kg、 29.8%+687円/kg
	ホエイ及び調製ホエイ等 （乳幼児用調製粉乳製造用）	25,000	25,000	10%	29.8%+400円/kg、29.8%+ 425円/kg、29.8%+679円/kg、 29.8%+687円/kg、29.8%+ 1,023円/kg
バター及びバターオイル		581	581	35%	29.8%+985円/kg、 29.8%+1,159円/kg
雑豆（小豆、えんどう、そら豆、いんげん豆等）		<i>120,000</i>	<i>120,000</i>	10%	354円/kg
でん粉、イヌリン及びでん粉調製品		<i>168,400</i>	<i>168,400</i>	無税、16%、 25%	119円/kg
落花生		<i>75,000</i>	<i>75,000</i>	10%	617円/kg
こんにゃく芋		267	267	40%	2,796円/kg
調製食用脂	ニュージーランドを原産地とするもの	11,550	11,550	25%	29.8%+1,159円/kg
	その他のもの	7,427	7,427		
繭		1,995	1,995	無税	2,523円/kg

（注） 1. 「関税割当数量」欄の斜体数字は、上期及び下期に分けて割当数量を定めることとされている品目である。

2. 脱脂粉乳、ホエイ等、バター及びバターオイルの「2次税率」には、農畜産業振興機構（ALIC）が徴収するマークアップが含まれる。

第 2 節 対外経済関係

1 WTO（世界貿易機関）

(1) WTO 協定の概要

ガットにおいては、1947年から1979年まで多角的貿易交渉（ラウンド）が7回開かれ、各国の関税の引下げ、貿易障壁の低減など多くの成果をもたらしてきた。その後、1986年にウルグアイ・ラウンド（UR）が開始され、1993年12月に実質合意された。そして、1995年1月1日にWTO協定が発効し、米国、EC、豪州、カナダ、日本などの主要国の加盟の下、世界貿易機関（WTO）が設立された。

WTO協定は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（本体）と附属書1～4からなり、農林水産関係では、附属書1に農業協定、動植物検疫を規律するSPS協定、林・水産物補助金を規律する補助金・相殺

措置協定などが含まれる。

(2) 各委員会の主な活動

これらの協定に対応してWTOには各委員会が設けられており、当省に関連する委員会としては、農業委員会、SPS委員会、貿易と環境委員会などがある。

ア 農業委員会

農業委員会は、農業協定第18条に基づき、加盟各国のUR約束の実施の進捗状況等について検討することとなっており、2005年度は3回開催された。この検討は、各国からの実施状況の通報及び事務局が作成する実施に関する各種資料に基づいて行われる。なお、2000年から開始されている農業交渉は、農業委員会特別会合において行われており、上記の活動については、農業委員会通常会合において行われている。

イ SPS委員会

SPS委員会は、SPS協定第12条に基づき、協定の実施の協議のために開催されることになっており、

2006年は3月、6月、10月に開催された。本委員会においては、ア、貿易上の関心事項についての質疑応答、イ、特別かつ異なる待遇(S&D)の実施、ウ、地域主義(協定第6条)に関する議論等が行われた。

ウ 「貿易と環境」委員会(CTE)

CTE委員会は、2006年は7月、12月の計2回開催された。通常会合においては、環境措置が市場アクセスに与える影響等についての議論が行われており、各国が環境政策の決定過程における具体的な取組等について、情報を共有化する作業を続けている。一方、特別会合では、WTOルールと既存の「多国間環境協定(MEA)」が規定する特定の貿易義務(STO)との関係、環境物品等について交渉が行なわれている。

(3) WTO 閣僚会議

WTO 閣僚会議は、全ての加盟国の代表で構成され、原則として2年に1回会合することとされており、閣僚宣言及び各委員会からの報告書の採択など、多国間貿易協定に関する全ての事項について決定を行う権限を有している。

WTOが発足して以来4回目の閣僚会議が、2001年11月にカタル国ドーハにおいて開催され、幅広くバランスのとれた項目を対象とする新ラウンドを立ち上げる閣僚宣言が採択された。これにより、農業交渉は新ラウンド(ドーハ開発アジェンダ)の一部として、他の分野とともに一括して合意されるべきものとして位置づけられることとなった。

なお、閣僚宣言のうち、農業関係については、非貿易的関心事項に配慮すべきこと等、我が国の主張が受け入れられた。

5回目の閣僚会議は、2003年9月にメキシコ・カンクンにおいて開催され、各交渉分野にわたり、閣僚会議文書案が提示されたが、先進国、途上国観の立場の違いが埋まらず、シンガポール・イシューを契機に合意が得られないまま終了した。

6回目の閣僚会議は、2005年12月に香港において開催され、2006年中のドーハ・ラウンド終結に向け、香港閣僚宣言が採択された。農業分野については、モダリティ確立に向けて基礎となるべき構造的要素のうち、各国の意見の取れんがみられた内容について整理された。また、2006年4月末までにモダリティを確立し、同年7月末までに各国が包括的な譲許表案を提出するとの予定が合意された。

我が国は、同閣僚会議における途上国の開発問題に対する貢献として、「開発イニシアティブ」を策定し、後発開発途上国に対して原則として無税無枠の措置等

を供与することを表明し、高い評価を受けた。

香港閣僚宣言が採択された後、2006年1月のWTO非公式閣僚会合では、4月末のモダリティ合意等に向けて各国が協調して努力することを確認した。

2006年6月22日に提示された、農業と非農産品市場アクセスの両交渉議長テキストに基づき、閣僚級会合等において集中的な議論が行われたが、各国の見解の隔たりが縮まらず、交渉が一時中断された。

その後、2007年1月のWTO非公式閣僚会議における、我が国をはじめとした各国による交渉の公式な再開に向けた働きかけを受けて、交渉が本格的に再開された。

(4) W T O 交渉

ア 農業交渉

農業交渉に関しては、2000年3月の開始以降多くの交渉提案が提出された。我が国も、「多様な農業の共存」を基本理念とする「WTO農業交渉日本提案」を取りまとめ、2000年12月に提出した。

各国の交渉提案や議論を受けて、モダリティの確立に向けた交渉が行われたが、主に輸出国と輸入国との間の溝が埋まらず、ドーハ閣僚宣言で示された2003年3月末の期限までにモダリティを確立することはできず、また、2003年9月にメキシコ・カンクンで行われた閣僚会議も先進国と途上国の対立等を背景に決裂した。

2004年3月に交渉が再開され、同年7月には農業分野を含め、ドーハ・ラウンド交渉の枠組み合意が成立した。市場アクセスでは、関税削減方式として階層方式が採用される一方、各国がかかえる重要品目は別の取扱いとされ、その品目数は今後の交渉事項とされた。また、上限関税の設定については、まずその役割を評価したうえで、その是非を検討していくこととなった。国内支持については、貿易わい曲的な補助金等の総額が多い国ほど大幅に削減することなどが合意された。輸出競争については、すべての形態の輸出補助金を、期日を設けて撤廃することとされた。

2005年9月に入ると、新たに就任したWTO事務局長と農業交渉議長のもとで議論が進められ、10月には、我が国を含む食料輸入国で構成されるG10、ブラジルやインド等の途上国で構成されるG20、EU、米国等から、関税削減率等の数字を含む具体的な提案がなされた。また我が国は、我が国の他、米国、EU、ブラジル、インド、豪州からなるG6の枠組みに参加し、閣僚レベルでモダリティ確立に向けた議論を行った。

2005年12月に香港で開催された第6回WTO閣僚会議では、2006年中のドーハ・ラウンド終結に向け、香港閣僚宣言が採択された。

農業部分については、国内支持、輸出競争、市場アクセスの3分野について、モダリティ確立に向けて基礎となるべき構造的要素のうち、意見の取れんのみられた内容について整理されるとともに、2006年4月末までにモダリティを確立し、同年7月末までに各国が譲許表案を提出することが合意された。このうち、国内支持に関しては、総合AMS及び貿易わい曲的国内支持全体の削減階層におけるEU、日本、米国の位置付けが盛り込まれた。また、輸出競争に関しては、輸出補助金の撤廃期日（2013年）等が盛り込まれた。市場アクセスに関しては、関税削減方式における階層の数（4階層）等、途上国の開発問題については、すべての後発開発途上国の原産である全産品（以下、LDC産品という。）について、2008年まで、または、今次ラウンドの実施期間の開始より遅れることなく、原則として無税無枠のアクセスを供与することとされた。なお、交渉の過程において、我が国の提唱した「開発イニシアティブ」は、同会議でも高く評価された。

2006年2月以降、香港閣僚会議で合意された4月末までのモダリティ合意を目指し、G6を中心に交渉が行われたが、米国が国内支持、EUが農業の市場アクセス、ブラジルが非農産品市場アクセス（以後NAMAという。）について困難を抱えつつ、互いに攻撃しあうといった「三すくみ」の状況が続いたため、期限までのモダリティ確立には至らなかった。

そのような中、事務レベルでは5月から6月にかけて農業交渉議長の下で集中的な議論が行われ、6月には、未だ議論が取れんしていない部分について各国・グループの提案を括弧書きで併記した、議長によるモダリティ案が提示された。市場アクセスでは、関税削減フォーミュラの階層毎の削減率、重要品目の数（有税品目の1%～全品目の15%）が括弧書きで示されたほか、重要品目の取扱いについては、関税削減とTRQ拡大について各グループの立場が併記された。国内支持については、総合AMS、貿易歪曲的国内支持全体の削減率が括弧書きで示された。輸出競争については、輸出補助金の撤廃までの枠組みが示されたほか、輸出信用、輸出国家貿易、食料援助に関する具体的な規律が示された。

6月末に開催されたG6をはじめとする一連の閣僚級会合では、議長モダリティ案に基づき集中的な議論が行われたが、依然として主要国間の見解の

隔たりは大きく、モダリティ確立には至らなかった。このような事態を受けて、7月中旬のG8サミット首脳会議（サンクト・ペテルブルグ）では、今後1ヶ月以内にモダリティを確立すべく各国が柔軟性を示すべきとの首脳レベルの方針が示され、これを受けて、7月23日及び24日にG6閣僚会合が急きょ開催された。しかしながら、ここでも各国の見解の隔たりは縮まらず、24日に開催された非公式貿易交渉委員会（TNC）において全分野の交渉を中断すると結論に至った。

その後、2007年1月にスイスのダボスで開催されたWTO非公式閣僚会合で、交渉の本格的再開という政治的意志が示され、主要国間の非公式協議を中心とした議論が再開された。

イ 非農産品市場アクセス交渉

非農産品市場アクセス交渉は、2001年11月ドーハ閣僚宣言パラ16に基づき鉱工業品・林水産物の関税及び非関税障壁の削減又は撤廃について交渉が開始され、2002年7月には2003年5月末をモダリティ合意期限とする作業計画について合意された。

2003年9月のカンクン閣僚会議では、関税撤廃分野を明示していない「閣僚会議文書案（デルベス・テキスト）」の附属書Bが提示されたが、閣僚会議自体は、シンガポールイシュー（投資、競争、政府調達及び透明性及び貿易円滑化の4つの議題）を中心に先進国と途上国間の立場の違いが埋まらず、非農産品市場アクセス交渉も含む全体として合意が得られないまま、会議は終了した。

その後、2004年7月末の枠組み合意を目指して議論が重ねられ、7月末の一般理事会で枠組み合意が成立した。2005年3月にケニア・モンバサで行われた非公式閣僚会議では、各国が従来の立場を繰り返すにとどまり、方向性を示すに至らなかったが、キトゥイ貿易産業大臣の議長サマリーにおいて、関税削減方式についての提案を早急に提出し、6月までに関税削減方式に合意することを目指すべきとされた。その後、2005年12月の香港閣僚会議では、関税削減方式については、複数の係数のスイス方式とすること、分野別関税撤廃・調和については、参加は非義務的なものとする、途上国へのS&Dと相互主義の軽減の重要性を確認すること等を内容とした閣僚宣言が採択され、これに基づき、引き続き、モダリティの確立に向け、交渉が重ねられている。

ウ ルール交渉

ルール交渉においては、アンチダンピング協定、補助金協定、及び地域貿易協定に関する規律の明確

化・改善を行うこととなっているが、その中で漁業補助金についても検討することとされている。

漁業補助金については、2006年5月から2007年3月まで、計5回の会合が開催されており、この中で、漁業補助金を原則禁止とした上で、例外として認められた限られた数の補助金のみを許容する規律の方式をとるべきとするニュージーランド、米国、豪州、チリ、ペルー等の主張と、漁業補助金の原則禁止ではなく、種類ごとに補助金の善し悪しを検討して、悪いものは禁止し、良いものは許容すべきとする我が国、韓国、台湾、ECの主張とが対立している。

2 OECD (経済協力開発機構)

OECDは、マーシャルプランの受入体制として1948年発足したOEEC(欧州経済協力機構)が、その後、米国・カナダと欧州諸国との繋がりが緊密化する中で改組され、1961年に設立された。我が国は1964年に加盟した。2007年3月現在30か国が加盟している。

(1) 閣僚理事会

例年4-6月に開催される閣僚レベルの理事会(通称、閣僚理事会)では、OECDの主要活動が報告されるとともに、国際経済情勢の認識や展望、今後の世界経済の方向性等について議論され、議論の内容は議長総括としてとりまとめられている。

第45回閣僚理事会は、2006年5月23-24日にパリのOECD本部で開催された。我が国からは二階経済産業大臣、塩崎外務副大臣、櫻田内閣府副大臣が出席するとともに、当省からは木下農林水産審議官が出席し、①短期経済見通し、②経済安定性の確保と景気動向の改善、③成長と雇用のための経済改革、④OECDの将来、⑤貿易等について討議が行われた。

貿易セッションにおいて、冒頭、ラミーWTO事務局長は、現在のDDA交渉は複雑かつ厳しい状況にある旨述べるとともに、今後数週間がその成功の可否を左右する決定的な時期にあることを報告した。これを受け閣僚は、世界経済の拡大、開発途上国の経済開発のため、本年末のDDA交渉の妥結期限までの残されたわずかな期間で成功裡にDDA交渉を終結させることを確認した。また、多くの閣僚は、本年末までの成功裡の終結がWTOの国際的な信頼を維持するために必要不可欠である旨述べ、閣僚は、今後数週間、交渉妥結に向けて農業、NAMA及びサービスの分野を含むすべての分野においてバランスある打開策の早急な検討に取り組むことを確約した。なお、閣僚は、DDA交渉の妥結後も多角的貿易自由化に向けた国際的な取り組みを継続的に行うことを確認した。

(2) 農業委員会

1987年の閣僚理事会コミュニケにおいて提唱された農業改革の諸原則に照らして、前年に引き続き、PSE等を利用しつつ各国の農業改革の進展状況を点検するとともに、農産物の需給及び貿易の動向等を分析した2006年版「OECD農業政策：モニタリングと評価」が作成されるとともに、2006年版「OECD農業アウトLOOK」が作成された。

「農業と環境」については、農業委員会と環境政策委員会の合同作業部会において、農業活動が環境に与える負の効果と正の効果の両面が議論された。

「農業と貿易」については、農業委員会と貿易委員会との合同作業部会において、農業貿易に関する様々な側面からの分析及び農産物貿易に関する議論が行われた。

3 サンクトペテルブルクサミット

主要先進国(日、米、露、仏、独、伊、加、英、EU)の首脳が政治、経済の諸問題につき討議する第32回サミットが、7月15日から17日までロシアのサンクトペテルブルクで開催され、我が国からは小泉総理大臣が出席した。

貿易問題については、ドーハ・ラウンドの年内妥結に向けて全力を尽くすことで合意した。総理からは、歩み寄りに向けて今後一層努力の必要があると指摘した。

アフリカ問題については、G8各国が行ってきた開発支援(特にアフリカ)の実施状況を確認しつつ、2007年のサミットで更に進捗状況を議論することに合意。総理は、野口英世賞の創設など、4月末のアフリカ訪問の成果を紹介しつつ、2008年には、第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)を開催するなど、感染症をはじめアフリカ開発への取り組みを強化する旨説明。

また、気候変動について、総理から、昨年のグレンイーグルズ・サミットで立ち上げられた「気候変動対話」について、2008年の日本におけるサミットで成果を出したいこと、また、今後すべての国が参加する実効的な枠組みが重要であることを指摘した。

4 UNCTAD (国連貿易開発会議)

UNCTAD(本部：ジュネーブ)は、1964年に設立された国連の一機関であり、開発途上国の貿易と経済開発に関する問題を取り上げ解決策を討議する場で、いわゆる南北問題の主要フォーラムである。加盟国は193か国(2006年10月現在)である。

(1) 総 会

ほぼ4年に1回開催され、最近のものとしては、第11回総会が2004年6月13～18日、サンパウロで開催された。総会は、途上国の貿易・経済開発問題に対する国際社会の取り組み方について政策レベルで中長期的な方向付けをする重要な会合であり、①世界経済のレビュー、②一次産品、③製品・半製品、④貿易、⑤特惠、⑥後発開発途上国（LDC）問題等につき協議が行われ、これまで多くの決議が採択された。

総会の決議をもとに、特惠関税制度の導入、国連LDC会議の開催、一次産品総合計画（IPC）の採択とそれに基づく一次産品共通基金（CFC）協定発効をはじめ、熱帯木材協定、ジュート協定等の発効、保護主義・構造調整年次レビューのスタート、輸出所得補償融資制度の検討等が行われている。

(2) 貿易開発理事会（TDB）

UNCTADの常設機関であるTDBは、毎年1回、通常理事会を開催し、南北問題の討議と同時に、UNCTADによる諸勧告の実施状況の検討及び各種委員会の報告書の採択などを行っている。

第53回TDB会合（2006年10月）においては、「アフリカの経済開発」、「LDCのための作業計画のレビュー」などについて議論が行われた。

5 国際商品協定

(1) 国際穀物協定

国際穀物協定は、穀物の貿易等に関して情報交換等を行うこと及び開発途上国に対する一定量の食糧援助を確保することを目的として、国際穀物協定及び食糧援助規約で構成されている。

現在、「1995年の穀物貿易規約」及び「1999年の食糧援助規約」が適用されており、その有効期間は2007年6月30日までとなっている。

(2) 国際コーヒー協定

「1983年国際コーヒー協定」は、輸出割当制度を基本とする経済条項を有し、コーヒーの国際価格が一定水準以下にある場合、加盟輸出国に輸出割当を課して市場への供給を調整する機能を有していた。

しかし、1989年7月の理事会では輸出シェア等をめぐる輸出入国の対立があり、1989年7月4日に経済条項を停止した。また、1983年協定は4度の延長を経て、1994年10月に1994年協定を発効した。

その後、新たな協定の策定が決定され、2000年9月には2001年協定が合意された。この新しい協定は引き続き経済条項が明記されておらず、情報交換を中心とした協定となっている（有効期間は2007年9月30日まで）。

(3) 国際熱帯木材協定

「1983年の国際熱帯木材協定」は、熱帯産木材の国際貿易の拡大及び価格の安定を図り、もって熱帯木材生産国の輸出収入の安定と消費国への供給の安定を確保することを目的として、1985年4月に発効した。

我が国は熱帯産木材の主要な輸入国であるとともに、我が国の豊富な市場情報と高度な林業技術が協定の目的達成に貢献できるとの考えから、ITTO（International Tropical Timber Organization）本部を横浜市に誘致した。

「1983年の国際熱帯木材協定」は、発効以降2度の延長後、1993年4月から新協定交渉が開始され、1994年1月に新たな「1994年の国際熱帯木材協定」が合意され、1997年1月に発効した。この協定には、熱帯林の持続的経営の達成のための「2000年目標」や「バリ・パートナーシップ資金」等が明記された。その後、「1994年の国際熱帯木材協定」は2度延長され、現在に至っている（有効期限は2006年12月まで）。

6 EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）

経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）の交渉に当たっては、2004年6月に策定した「経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）交渉における農林水産物の取扱いについての基本的方針」に沿って、交渉相手国側の関心にできる限りの対応を行いつつ、関税撤廃が困難なものについて例外品目及び経過期間を設定するという形で、品目別の柔軟性の確保を図った。

また、2006年4月に策定した「21世紀新農政2006」に基づき、我が国と相手国における農林水産業や食品産業の共存・共栄が図られることを基本とし、相手国における知的財産権の保護や食の安全の確保等を含む総合的な質の高いEPAの実現を図るべく、戦略的かつ前向きに対応した。

(1) シンガポール

2006年4月に行われた高級事務レベル会合において協定全体の見直し交渉の開始が決定し、2007年1月に大筋合意、同年3月に両国首脳によって改正議定書に署名が行われた。

(2) メキシコ

2005年4月に協定が発効した。関税割当制度をとることとされた品目のうち、鶏肉、牛肉及びオレンジ生果について、平成18年9月に3～5年目の枠内税率に関し合意した。

(3) マレーシア

2006年4月に国会の承認を経て、同年7月に協定が

発効した。

(4) フィリピン

2006年9月に両国首脳により署名が行われ、同年12月に国会の承認が行われた。

(5) チリ

2006年2月から政府間交渉を開始し、同年9月に両国の首席交渉官間で大筋合意に至った。2007年3月に、両国外相によって署名が行われた。

(6) タイ

2005年9月に両国首脳間で大筋合意に達し、その後実務的レベルでの交渉を経て、2006年6月に協定条文等の確定に至った。2007年には、両国首脳により署名が行われた。

(7) インドネシア

2006年11月に両国首脳間で大筋合意に達し、その後できる限り早期の署名を目指し、協定条文の確定作業等を実施した。

(8) ブルネイ

2006年5月の両国外相会談により交渉の開始を正式決定。以後3回の交渉を経て、2006年12月に両国首脳の手書交換により、大筋合意が確認された。その後、協定条文の確定作業等を実施し、2007年3月に実質交渉の妥結に至った。

(9) ASEAN (東南アジア諸国連合) 全体

2005年4月に日ASEAN包括的経済連携(CEP)交渉を開始し、関税撤廃の方式(モダリティ)の合意を目指して交渉が行われ、2007年2月までに6回の会合が開催された。

(10) 韓国

2003年12月から開始された政府間交渉では、2005年内に実質的に交渉を終えることを目標にするとの両国首脳間での合意を踏まえ、2004年11月までに6回の会合が開催された。しかし、その後、韓国側は、物品の関税交渉に入ることに慎重な姿勢をとるようになり、交渉は中断している。

(11) GCC (湾岸協力理事会)

2006年4月、両国首脳による共同声明で交渉開始決定を公表し、物品貿易及びサービス貿易の分野を対象としたFTA交渉を開始することが合意された。

その後、2006年5月の準備会合を踏まえ、同年9月に交渉を開始し、2007年1月までに2回の会合が行われた。

(12) ベトナム

2006年2月に、二国間EPA交渉の開始に向けた共同検討会合が開始。同年4月の第2回会合において、「早期に日ベトナムEPAを締結することを目指して

交渉を開始するよう両国政府に提言する」ことで一致した。

2006年10月に行われた首脳会談において、両国首脳による交渉入り宣言と共同声明文が発出された。それを受け、2007年1月に交渉を開始し、2007年3月までに2回の会合が行われた。

(13) インド

2005年7月より両国間の関係強化のあり方に関する産学官による共同研究会が始まり、2006年6月までに4回の会合を開催。同年7月の首脳会談において、報告書が提出された。

2006年12月の首脳会談において、「日印戦略的グローバル・パートナーシップ」に向けた共同声明が発出された。この中で、EPA交渉を速やかに開始するとともに、およそ2年のうちの可能な限り早期に交渉を実質的に終了させることを目指すことが確認された。これを受け、2007年1月に第1回会合が開催された。

(14) 豪州

2005年11月に政府間共同研究を開始し、5回の会合を経て、2006年12月に共同研究報告書が取りまとめられた。これを受け、同年12月12日、両国首脳の話談にて、2007年から交渉を開始することが合意された。

交渉入りに際し、2006年12月7日に衆議院農林水産委員会、同12日に参議院農林水産委員会において、重要品目の取扱いに関する決議が採択された。

第1回会合は2007年4月に豪州・キャンベラにて開催されることとなった。

(15) スイス

2005年10月に政府間共同研究を開始し、2006年11月までに5回の会合を開催した。2007年の日スイス電話首脳会談において、EPA交渉の開始が合意された。2007年3月の準備会合において、交渉全体の枠組み及びその進め方について合意がなされた。

7 APEC (アジア・太平洋経済協力)

APEC(アジア・太平洋経済協力)は、域内の持続可能な発展を目的とし、「貿易・投資の自由化」、「貿易・投資の円滑化」、「経済・技術協力」の3つを柱として活動が行われている。

2006年のAPECでは、WTOへの支持、地域経済統合、ポゴール目標の達成に向けた今後の道程を具現化する行動計画であるハノイ行動計画その他経済・貿易問題等が議論された。地域経済統合については、首脳会議においてAPECの長期的な展望としてのアジア太平洋の自由貿易圏(FTAAP)を含む、地域経済統合を促進する方法と手段に関する更なる研究を行い、

2007年の首脳会議に報告するよう実務者に指示された。

APECの農業分野での技術協力・交流が、農業技術協力作業部会(ATCWG)で行われており、我が国は優先7分野のうち「持続可能な農業及び環境関連事項」を中心に活動し、本年度は、我が国の事業においてバイオマス資源の利活用を通じた農村の持続可能な発展の方向性について、アジア各国の取組事例の調査や意見交換を実施した。

8 ASEAN 関連

ASEANに日本、中国、韓国の3か国を加えた東アジア地域の枠組みについては、1997年のASEAN創設30周年を記念してマレーシアでASEAN+3首脳会議が初めて開催され、アジア経済危機への対応から通貨問題を中心とする地域の課題等について議論された。

2005年4月～2006年7月にかけてASEAN+3 FTAに関する専門家会合(フェイズI)が計4回開催され、2006年8月のASEAN+3経済閣僚会議において、研究報告書が提出された。これを受け、2007年1月の首脳会議において、各分野ごとに更なる詳細な研究(フェイズII)の開始が提案され、各国からの支持が得られた。また、この会議と併せてASEAN+6(日、中、韓、豪、NZ、印)をメンバーとする第2回東アジア首脳会議が開催され、安倍総理から、16か国の専門家による経済連携に関する民間研究の開始が提案され、参加国より支持が得られた。

ASEAN+3の枠組みでは首脳会談の他、外務大臣、経済大臣、財務大臣等の会合に加えて農林大臣会合が開催されている。2006年11月には第6回農林大臣会合がシンガポールで開催され、我が方からは、多様な農業の重要性、「攻めの農業」としての輸出促進の取り組み、東アジア緊急米備蓄システムを恒久的な制度のもとで本格的に稼働させることの重要性等について説明を行った。

9 成長のための日米経済パートナーシップ

(1) 枠組み合意までの経緯

1993年に開始された日米包括経済協議に代わる新たな日米両国間の経済関係の枠組みとして、2001年3月の日米首脳会談における共同声明において、「日米間の対話を強化するために新たな方策を探求すべく協力すること」が同意された。これを受けて同年6月の日米首脳会談において、「成長のための日米経済パートナーシップ」(以下「パートナーシップ」という。)の立ち

上げが合意された。

(2) 枠組み合意の概要

「パートナーシップ」は健全なマクロ経済政策、構造改革及び規制改革、金融機関及び企業の改革、外国直接投資、開かれた市場等の問題を取り上げ、二国間の、地域的な及びグローバルな経済・貿易問題に関する協力と取り決めのための仕組みを提供することにより、日米両国のみならず世界の持続的な成長を促進することを目的とするものであり、次の6つの枠組みが設けられた。

ア 「次官級経済対話」は、パートナーシップの方向性を定め、非公式かつ柔軟な形式をとりつつ、二国間、地域及び多国間の問題全般を扱う。

イ 「官民会議」は、両国政府による経済問題への取組みに、両国の民間部門からの参加により、議題に関する専門知識、所見及び提言を含むインプットを行うことを目的としている。

ウ 「規制改革及び競争政策イニシアティブ」は、規制改革及び競争政策に関する問題を扱うもので、従来の「規制緩和及び競争政策に関する強化されたイニシアティブ」に代わるものである。電気通信、情報技術、エネルギー、医療機器・医薬品の4つの分野別作業部会及び分野横断的な問題に関する作業部会並びに作業部会における作業をレビューし前進させる上級会合から構成される。

エ 「財務金融対話」は、双方にとって重要なマクロ、金融セクターなどの主要事項について、情報交換や意見交換を行うためのフォーラムで、両国の経済状況のレビューを行う。

オ 「投資イニシアティブ」は、両国における外国直接投資のための環境改善に関する法令、政策及び他の措置を扱う。

カ 「貿易フォーラム」は、いずれかの政府により提起される貿易及び貿易関連の問題を扱うとともに、生起する問題への迅速な対応を促すための「早期警戒」メカニズムとしての役割を果たす。農業に関する貿易問題についてもこの枠組みの中で議論される。

(3) 当省関係会合の開催状況

日米規制改革イニシアティブ

2005年12月に交換された要望書を踏まえ、数次の作業部会を行ったうえで、2006年6月、日米首脳会談にあわせて両首脳間で5年目の報告書の交換を行った。

(当省関連では、日本側から植物特許、バイオテロ法、米側から栄養補助食品の関税引下げ、共済、植物検疫に関する取り組みについて言及された。)

2006年10月、日米規制改革及び競争政策イニシアティブの枠組みの下で6年目の対話に向けた要望書の交換が行われ、当省関連では、日本側から植物特許、BSE対策（飼料規制・サーベイランスの強化）、バイオテロ法、米側から農業バイオテクノロジー（飼料の承認システム・IPハンドリング）、植物防疫、動物性食品について問題が提起された。これを受け、2007年1月に第1回作業部会（東京）が開催され、双方の要望について議論された。今後は、第2回作業部会等を通して、両首脳間で要望書の交換を行う予定。

10 その他の二国間会議

我が国は、以下の会議等を通じ、諸外国と貿易経済上の情報・意見の交換を行い、相互理解の深化に務めた。（表3）

表3 二国間会議

国・地域名	会談名	期間	場所
中国	日中経済パートナーシップ協議	06.12.19-20	北京
台湾	日台貿易経済会議フォローアップ会合	06.06.29	東京
	日台貿易経済会議	06.11.29-30	台北
EU	日EU規制改革対話	06.12.01	東京
	〃	07.03.20	ブラッセル
	日EU定期首脳協議	06.04.24	東京
カナダ	日加次官級経済協議（JEC）	06.09.14	エドモントン
豪州	日豪経済ハイレベル協議	06.11.06-07	キャンベラ

第3節 国際協力

1 国際協力に関する企画調査等

農林水産業協力にあたっては、我が国及び世界の食料安全保障の確保、地球環境問題への対応、国際農業交渉等における我が国主張への理解の促進、突発的かつ大規模な問題（復興支援、自然災害等）への対応を基本として実施している。

このような農林水産業協力の効果的、効率的な実施に資するため、基礎的調査や技術指針の策定等を民間団体に委託して実施した（表4）。

また、開発途上国の現状に即した農林水産業協力の一層の促進を図るため、民間の行う基礎的調査や協力専門家の養成・確保等への助成を実施した（表5）。

表4 農林水産業協力関係委託費

事項名	予算額(千円)
アジア環境保全型農業パートナーシップ構築支援事業	13,035
開発途上国(農業統計)人材能力改善プログラム作成事業	5,693
ASEAN 諸国等農林水産物の市場多様化のためのキャバシティー・ビルディング支援事業	18,407
地球規模の問題に対する食料・農業・農村分野の貢献策に関する基礎調査	55,188
日アセアン地域技術交流事業	27,052
アフリカ地域における食糧の持続的生産技術普及支援調査	17,000
アジア地域における持続的農業・食品産業確立支援事業	14,154
効率的な農林業経済協力に関する調査事業	34,284
海外農林業開発協力問題調査等委託費	86,785
国際漁業振興協力事業委託費	43,984

表5 農林水産協力関係補助金

事項名	予算額(千円)
開発途上国農民組織化推進費	22,000
海外食糧農業情報整備等推進費	112,459
アジア農業青年人材育成事業	59,951
海外農業開発調査費	530,561
海外農業開発事業事前調査	96,374
国際林業協力推進事業費	363,412
国際漁業振興協力事業費	1,273,311

2 技術協力

農林水産関係の海外技術協力を促進するため、開発途上国等を対象に独立行政法人国際協力機構を通じて、研修員の受入れ、専門家の派遣、機材の供与の中から最適な組み合わせにより実施する技術協力プロジェクト並びに開発計画作成のための開発調査等を行うとともに、協力を携わる海外派遣専門家の養成確保を行った。

このほか海外農業技術交流として、前年度に引き続きロシア、中国、韓国、アセアン諸国とそれぞれ交流を行った。

(1) 海外研修員の受入れ

18年度の農林水産関係を含む全分野の海外研修員の受入れ実績は30,334名で、昭和29年から18年度までの累計は325,876名にのぼっている。

このうち農林水産関係の18年度新規受入れ実績は6,259名であり、地域別、分野別受入れ実績は表6のとおりである。

これらの研修は、個別研修と集団研修に大別される。その他、第三国研修を52コース、現地国内研修を19コースを実施した。

18年度に実施した農林水産関係の集団研修のうち、

農林水産省が関連したものは23コース、190名、独立行政法人国際協力機構等が開設したものは34コース、294名であり、総数は484名になる。

表 6 18年度地域別、分野別受入人数（新規受入人数）

地域/分野	農業	畜産	林業	水産	計
ア ジ ア	4,265	409	167	123	4,964
中 近 東	342	11	3	17	373
ア フ リ カ	234	24	50	93	401
中 南 米	135	53	40	218	446
太平洋・欧州・その他	37	5	8	25	75
計	5,013	502	268	476	6,259

(2) 専門家等の海外派遣

18年度において農林水産業技術協力のために海外に派遣された専門家は継続、新規合わせて962名であった。その地域別・分野別内訳は表7のとおりである。

また、開発調査、技術協力プロジェクト等各種協力事業の調査団へ775名が派遣された。

表 7 18年度地域別、分野別派遣人数

地域/分野	農業	畜産	林業	水産	計
ア ジ ア	263	46	152	66	527
中 近 東	52	3	3	32	90
ア フ リ カ	101	8	32	16	157
中 南 米	48	38	40	30	156
太平洋	16	0	1	9	26
欧州	4	0	0	0	4
計	486	95	228	153	962

(3) 技術協力プロジェクト

開発途上国の農林水産業開発に対し、専門家派遣、機材供与及び研修員受入れを単独又は複数組み合わせで実施する技術協力プロジェクトは18年度において表8のとおり99件であった。

以上のほか、18年度において技術協力プロジェクト

のための事前評価調査を行ったものとしては、

中華人民共和国	草原における環境保全型節水灌漑モデル事業
中華人民共和国	山西省雁門関地区生態環境回復及び貧困緩和プロジェクト
中華人民共和国	新疆天然草地生態系保護と牧畜民定住プロジェクト
インドネシア	東部インドネシア地域資源に立脚した肉牛開発計画プロジェクト
エルサルバドル	零細農業支援
ブルキナファソ	コモエ県における住民参加型持続的森林管理計画
タンザニア	灌漑農業技術普及支援体制強化計画
ミャンマー	農業普及人材育成計画プロジェクト
スリランカ	乾燥地域の灌漑農業における総合的管理能力向上
ラオス	農業統計能力強化プロジェクト
タイ	農業協同組合におけるコミュニティリーダー育成計画
タイ、ベトナム、マレーシア、カンボジア	カンボジア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、タイ及びベトナムにおける家畜疾病防除計画地域協力プロジェクト（フェーズ2）
マラウイ	シレ川中流域における村落振興・森林復旧プロジェクト
バングラデシュ	農村開発技術センター機能強化計画フェーズ2
キューバ	水産分野の技術協力検討調査
セネガル	農村自立発展プロジェクト
トルコ	カレイ類養殖事前調査

の17件がある。

表8 18年度技術協力プロジェクト案件
プロジェクト名

実施期間

国名	プロジェクト名	実施期間
＜新規案件＞		
(農業分野)		
中華人民共和国	山西省雁門関地区生態環境回復及び貧困緩和プロジェクト	2007.3.22～2011.3.2
ラオス	気象水文業務改善計画プロジェクト	2006.7.23～2010.1.22
エジプト	砂漠開拓地（ムバラクスキーム）農民農業生産技術向上	2006.6.10～2009.3.31
トルコ	東部黒海地域営農改善計画プロジェクト	2007.2.1～2010.3.31
ケニア	小規模園芸農民組織強化プロジェクト	2006.8.8～2009.8.8
グアテマラ	グアテマラ国高原地域先住民等小農生活改善に向けた農業技術普及体制構築計画	2006.10.12～2011.10.11
パラグアイ	南東部小農強化計画プロジェクト	2007.1.17～2010.1.16
ルーマニア	農業協同組合育成を通じた農業経営改善計画プロジェクト	2006.6.28～2008.12.31
(畜産分野)		
インドネシア	東部インドネシア地域資源に立脚した肉牛開発計画	2006.11.15～2011.11.14
ベトナム	ベトナム国中小規模酪農生産技術改善計画プロジェクト	2006.4.9～2011.4.8
モンゴル	複合農牧業経営モデル構築支援	2006.6.9～2009.6.8
(林業分野)		
インドネシア	地方マングローブ保全現場プロセス支援	2007.1.1～2009.12.31
インドネシア	森林地帯周辺住民イニシアティブによる森林火災予防計画	2006.12.1～2009.11.30
ラオス	森林戦略実施促進プロジェクト	2006.4.1～2010.9.30
エチオピア	ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画フェーズ2	2006.10.1～2010.9.30
パナマ	アラフェラ湖流域総合管理・参加型村落開発プロジェクト	2006.8.1～2011.7.31
(水産分野)		
インド	住民参加型でのチリカ湖環境保全と自然資源の持続的利用計画	2006.9.1～2009.8.30
インドネシア	持続的沿岸漁業振興プロジェクト	2006.8.22～2009.8.21
インドネシア	地方分権化における水産漁業資源管理プロジェクト	2006.10.1～2009.9.30
フィリピン	養殖普及プロジェクト	2006.11.1～2010.4.30
セネガル	水産加工技術普及計画	2007.1.16～2009.1.15
＜継続案件＞		
(農業分野)		
インドネシア	農業経営改善のための農業普及員訓練計画	2004.1.5～2007.1.4
インドネシア	水利組合強化計画	2004.4.1～2007.3.31
インドネシア	食料安全保障政策立案・実施支援	2005.3.1～2008.2.29
エチオピア	灌漑農業改善	2005.10.1～2008.9.30
エチオピア	農民支援体制強化計画	2005.7.14～2009.7.15
カンボジア	バットンバン農業生産性強化計画	2003.4.1～2006.3.31
カンボジア	灌漑技術センター計画（フェーズII）	2006.1.10～2009.7.9
ケニア	中南部持続的小規模灌漑開発・管理計画	2005.12.8～2010.12.7
ザンビア	ザンビア・イニシアティブ地域における農村開発	2006.1.1～2008.12.31
スリランカ	トリンコマリ一県住民参加型農業農村復興開発計画	2005.7.1～2009.6.30
タイ	農業統計及び経済分析開発	2003.7.16～2008.7.15
東ティモール	マナット県灌漑稲作	2005.6.1～2008.5.31
パキスタン	北西辺境州灌漑計画策定	2005.12.8～2006.9.30
フィリピン	水利組合育成強化計画	2003.5.26～2006.9.30
フィリピン	高生産性稲作技術の地域展開計画	2004.11.15～2009.11.14
フィリピン	水利組合育成強化計画	2005.4.1～2007.9.30
ベトナム	食品工業研究所強化計画	2002.9.6～2007.9.5
ボリビア	持続的農村開発のための実施体制整備計画	2006.1.18～2008.1.17
ラオス	食料安全保障情報に関する統計職員的能力開発国内研修	2005.10.2～2005.11.27

ベトナム	ミバエ類殺虫技術向上	2004.11.1~2007.10.30
ベトナム	農業生産性向上のための参加型水管理推進計画	2005.6.30~2010.6.29
中華人民共和国	大型灌漑区節水かんがいモデル計画	2001.6.1~2006.5.31
中華人民共和国	持続的農業技術研究開発計画	2002.2.6~2007.2.5
ネパール	農業研修普及改善計画	2004.1.9~2009.1.8
ミャンマー	コーカン特別区麻薬対策・貧困削減	2005.4.1~2010.3.31
ブータン	東部2県農業生産技術開発・普及支援計画	2004.6.15~2009.6.14
パプアニューギニア	小規模稲作振興	2003.12.1~2008.11.30
メキシコ	農業機械検査・評価事業計画（補完協力）	2004.3.1~2007.2.28
ボリビア	農業総合試験場	1957.9.1~2010.3.31
ボリビア	小規模農家向け優良稲種子普及計画	2000.8.1~2005.7.31
ブラジル	トカンチンス州小規模農家農業技術普及システム強化計画	2003.4.1~2006.3.31
チリ	住民参加型農村環境保全計画	2000.3.1~2007.2.28
ペルー	種子の品質管理	2003.4.1~2006.3.31
パラグアイ	農業総合試験場	1957.9.1~2010.3.31
アフガニスタン	国立農業試験場再建計画	2005.6.15~2010.6.14
エジプト	ナイルデルタ水管理改善計画	2000.3.1~2007.2.28
ガーナ	農民参加型灌漑管理体制整備計画	2004.10.1~2006.9.30
象牙海岸	灌漑稲作営農改善計画（フェーズII）	2002.11.1~2007.10.31
タンザニア	キリマンジャロ農業技術者訓練センター計画（フェーズII）	2001.10.1~2006.9.30
ザンビア	孤立地域参加型村落開発計画	2002.6.1~2007.5.31
エチオピア	農民支援体制強化計画	2004.7.16~2009.7.15
（畜産分野）		
インドネシア	地域資源利用型酪農適正技術普及	2004.7.1~2007.6.30
タイ	タイ及び周辺国における家畜疾病防除計画	2001.12.25~2006.12.24
中華人民共和国	黒竜江省酪農乳業発展計画	2001.7.1~2006.6.30
[南米地域]	広域協力を通じた南米南部家畜衛生改善のための人材育成	2005.7.30~2010.7.31
メキシコ	ハリスコ州家畜衛生診断技術向上計画	2001.12.10~2006.12.9
ニカラグア	中小規模農家牧畜生産性向上計画	2005.5.11~2010.5.10
ボリビア	小規模畜産農家のための技術普及改善計画	2004.12.6~2008.12.5
ウガンダ	家畜疾病対策計画	2005.12.1~2007.11.30
（林業分野）		
インドネシア	炭素固定森林経営現地実証調査	2001.1.17~2006.1.16
インドネシア	森林火災予防計画（フェーズII）	2001.4.15~2006.4.14
インドネシア	マングローブ情報センター計画F/U	2004.5.15~2006.5.14
カンボジア	森林分野人材育成計画（フェーズII）	2005.12.15~2010.12.14
マレーシア	ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム	2002.2.1~2007.1.31
フィリピン	地域住民による森林管理プログラム強化計画	2004.6.15~2009.6.14
ベトナム	北部荒廃流域天然林回復計画	2003.10.1~2008.9.30
ベトナム	森林火災跡地復旧計画	2004.2.16~2007.2.15
ベトナム	中部高原地域森林管理計画	2005.6.20~2008.9.19
ラオス	森林管理・住民支援	2004.2.1~2009.1.31
ミャンマー	乾燥地共有林研修・普及計画	2001.12.15~2006.12.14
中華人民共和国	四川省森林造成モデル計画	2000.7.1~2007.10.31
中華人民共和国	日中協力林木育種科学技術センター計画	2001.10.18~2006.10.17
中華人民共和国	日中林業生態研修センター計画	2004.10.18~2009.10.17
ウルグアイ	CDM植林実施能力強化	2005.11.30~2007.11.29
ニカラグア	住民による森林管理計画	2006.1.1~2010.12.31
パナマ	アスウェロ半島森林保護区生物多様性保全のための研究・評価	2005.11.15~2008.11.14
ブラジル	東部アマゾン森林保全・環境教育	2004.1.17~2007.1.16

ブラジル	アマパ州氾濫原における森林資源持続利用計画	2005.11.2~2009.5.1
セネガル	総合村落林業開発計画	2000.1.15~2007.3.31
セネガル	サルームデルタにおけるマングローブ持続的管理計画	2005.11.25~2008.3.31
ガーナ	移行帯地域参加型森林資源管理計画	2004.3.30~2009.3.29
ケニア	半乾燥地農地林活動強化計画	2004.3.29~2007.3.28
エチオピア	ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画	2003.10.1~2006.9.30
(水産分野)		
インドネシア	淡水養殖振興計画	2000.8.28~2007.8.27
カンボジア	淡水養殖改善・普及計画	2005.2.28~2008.2.27
ラオス	養殖改善・普及計画 (フェーズII)	2005.4.23~2010.4.22
チュニジア	沿岸水産資源の持続的利用計画	2005.6.23~2010.6.22
トルコ	黒海カレイ持続的種苗生産技術開発	2004.11.22~2007.1.31
モロッコ	零細漁業改良普及システム整備計画	2001.6.1~2006.5.31
マラウイ	在来種増養殖技術開発計画	1999.4.1~2006.3.31
マダガスカル	北西部養殖振興計画	2003.12.1~2006.5.31
メキシコ	ユカタン半島沿岸湿地保全計画	2003.3.1~2008.2.29
エクアドル	ガラパゴス諸島海洋環境保全計画	2004.1.20~2009.1.19
コスタリカ	ニコヤ湾持続的漁業管理計画	2002.10.1~2007.9.30
トリニダード・トバゴ	持続的海洋水産資源利用促進計画	2001.9.25~2006.9.24
エルサルバドル	貝類増養殖開発計画	2005.1.11~2008.1.10

(4) 開発調査事業

開発途上国の経済発展に重要な役割を果たす農林水産業の基盤整備、生産増強あるいは地域総合開発等の公共開発計画の作成及び森林・水産資源の把握に関して、その国の要請に応じて調査団を派遣し、コンサルティング協力を行う開発調査事業を表9のとおり38件実施した。

表9 平成18年度開発調査事業案件

番号	国名	案件名
〔アジア地域〕		
1	インド	ヒマーチャル・プラデッシュ州作物多様化総合開発調査
2	インドネシア	農家所得の向上調査：農産加工及び農村金融
3	カンボジア	公開市場整備計画調査
4	カンボジア	プレクトノット川流域農業総合開発計画調査
5	カンボジア	流域灌漑・排水基本計画
6	キルギス	営農改善及び農畜産物加工業振興計画調査
7	スリランカ	灌漑分野に係る総合的管理能力向上計画調査
8	スリランカ	津波被災地域コミュニティ復興支援調査
9	タイ	北タイにおける天然資源管理と持続可能な農業農村開発のための能力強化戦略・実施計画調査
10	フィリピン	国営灌漑システム維持管理・改善計画策定手法調査
11	ベトナム	造林計画策定能力開発
12	ベトナム	北西部山岳地域農村生活環境改善マスタープラン策定調査

13	ベトナム	CDM 造林促進開発調査
14	ミャンマー	中央乾燥地における貧困削減のための地域開発計画調査
15	中国	水利権制度整備調査
16	中国	首都周辺風砂被害地域植生回復モデル計画調査
17	東ティモール	ラクロ川及びコモロ川流域住民主導型流域管理計画

〔アフリカ地域〕

18	ウガンダ	東部ウガンダ持続型灌漑開発計画
19	ウガンダ	収穫後処理及び流通市場開発計画
20	ガーナ	コメ総合生産・販売調査
21	ガボン	水産マスタープラン
22	ギニア	ソソニオニア低地における灌漑農業機械化及び水管理計画調査
23	ケニア	ニヤンド及びホマベイ県における地方開発プログラム調査
24	ケニア	ニヤンド川流域総合管理計画調査
25	セネガル	漁業資源評価・管理計画調査
26	セネガル	稲作再編計画調査
27	タンザニア	地方開発セクタープログラム策定支援調査フェーズ2
28	チャド	スーダン難民キャンプ周辺コミュニティ開発計画調査
29	ニジェール	サヘル・オアシス開発計画調査
30	マダガスカル	アロチャ湖南西部流域管理及び農村総合開発調査
31	マラウイ	農民組織による灌漑施設管理能力向上計画調査
32	マリ	セグー地方南部住民主体の砂漠化防止のための村落開発計画調査
33	モーリタニア	オアシス地域の女性の支援のための開発調査
34	ルワンダ	東部県ブゲサラ郡持続的農業農村開発調査

- 35 南アフリカ共和国 リンポボ州スクネ郡スクノード地域農村総合開発計画調査
〔中南米地域〕
- 36 チリ CDM 植林に関する能力開発及び促進のための調査
〔中近東地域〕
- 37 イラン ケルマン州バム地震被災地灌漑農業復興開発調査
- 38 パレスチナ ヨルダン渓谷水環境整備計画

(5) 養成確保事業

我が国の農林水産業協力を効率的に実施するためには、協力に関する幅広い知識を備え、かつ十分な語学力を有する農業技術者を組織的・計画的に専門家を養成することが必要である。このため、当省実施の研修及び国際協力機構（JICA）実施の専門家養成研修事業を前年度に引き続き実施した。

ア 農林水産省実施の研修

農林水産省の職員を対象に、農業開発協力事業に従事しうる幅広い資質を備える農林水産業技術者の養成を組織的・計画的に行う必要性から研修を実施。（平成18年度の研修実績：8名受講）

イ 国際協力機構（JICA）実施の研修

JICA 国際協力総合研修所が実施する研修で、能力強化研修として、特定の分野や課題について国際協力の現場で必要となる知識やスキルの向上を目的とした短期研修や政策研究大学院大学修士課程に開設している「国際開発プログラム」に入学（長期研修）し、専門能力を高める。

(6) 海外技術交流事業

ア 日ロ農業技術交流

昭和37年度以降、政府の農業技術者等を相互に派遣し、技術情報の収集・交換を行ってきている。

18年度には、日本側から「鳥インフルエンザ（抵抗性鶏の育種）」のテーマで派遣、ロシア側から「小型農業機械に係る調査」、「鳥インフルエンザに係る調査」のテーマで受入れを行った。18年度までに54チームを派遣し、57チームを受け入れた。

イ 日中農業技術交流

昭和47年9月、日中間の国交が正常化されたことに伴い、昭和48年6月に研究者、技術者の相互交流、共同研究、技術情報、資料、書籍等の交換を行うことを合意し、同年9月から技術考察団の相互訪問が開始された。さらに昭和56年2月、日中両国間における農林水産分野の科学技術交流等を一層促進するため、日中農業科学技術交流グループを設置するとともに、毎年1回東京又は北京において交互にグループ会議を開催することになった。18年6月には第

25回会議が開催され、農林水産分野の研究・技術普及の方向等についての討議を行った。

18年度には日本側から「植物新品種育成者権の審査・権利行使に関する協力」「トビイロウンカの飛来予測・発生予察に関する国際ネットワーク開発に関する調査」及び「ヤチダモの遺伝変異及び遺伝資源に関する調査研修」の考察団を派遣し、中国側から「農業科学技術の成果の転化」「麦類生産技術」及び「リング技術」の考察団を受け入れた。18年度までに96チームを派遣し、106チームを受け入れた。

ウ 日韓農業技術交流

昭和43年8月、研究協力、技術者の交流、技術情報の交換等について検討することを目的に、実務者により構成される「日韓農林水産技術協力委員会」を設けることが合意された。この合意に基づき、同年12月に東京において第1回委員会が開催され、その後毎年1回、東京又はソウルにおいて交互に開催されている。

18年度には東京において第39回委員会が開催され、「農林水産技術に係る政策課題と両国間の協力」、「新たな展開に向けた研究開発」等について討議した。

エ 日アセアン地域技術交流

アセアン地域各国の農業政策担当官と農業農村開発政策に関する意見交換を実施し、適時、的確な協力ニーズを把握し、食料・農業・農村分野の我が国政府開発援助の一層の効率化を図るとともに、EPAやWTOなどの国際農業交渉に関する情報交換を実施するため、18年度にアセアン農業政策担当セミナー、シンポジウムを開催した。

3 資金協力（政府ベースの資金協力）

(1) 一般無償資金協力等

我が国は、開発途上国に返済義務を課さないで、援助対象となる計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金を供与する形態の無償資金協力を行っている。これは被援助国の民生安定と福祉向上に資するほか、当該国との友好に役立っている。

無償資金協力の予算額（当初、KR及び2KR除く）は、平成16年度は1,667億円、平成17年度は1,606億円、平成18年度は1,509億円と厳しい財政状況である。

このうち、農林関係では平成18年度において10件計65億円、水産関係では6件計46億円、農林水産関係合計16件計111億円が供与され、その供与実績は表10のとおりである。

以上のほか、18年度において無償資金協力の実施の

ために表11の基本設計調査を行った。

表10 18年度一般無償資金協力等実績
(交換公文ベース)

国名	案件名	金額 (億円)	区分
中国	第二次黄河中流域保全林造成計画(第5期)	2.18	アジア/林
ミャンマー	中央乾燥地植林計画(第4期)	3.30	アジア/林
ポリビア	コチャバンバ県灌漑施設改修計画(第1期)	3.10	中南米/農
エジプト	第四次上エジプトかんがい施設改修計画(第1期)	4.32	中近東/農
エジプト	ダマンフル農業機械化センター近代化計画(詳細設計)	0.46	中近東/農
グアテマラ	熱帯低気圧スタン災害復興支援計画	8.34	中南米/農
マラウイ	ブワンジェバレー灌漑施設復旧計画(国債1/2)	2.69	アフリカ/農
カンボジア	カンダススタンかんがい施設改修計画(国債2/3)	9.74	アジア/農
パキスタン	タウンサ堰水門改修計画(国債2/4)	29.13	アジア/農
エジプト	バハルヨセフかんがい用水路サコーラ堰改修計画(国債3/3)	2.37	中近東/農
(農林関係案件計)	10件	65.63	
ペルー	タララ漁港拡張・近代化計画(第2期)	10.22	中南米/水
アルジェリア	漁業養殖技術学院訓練機材整備計画(第2期)	4.88	中近東/水
ギニア	ブルビネ零細漁港拡張計画(第1期)	4.05	アフリカ/水
セントビンセント及びグレナディーン諸島	オウイア水産センター整備計画(第1期)	5.55	中南米/水
スリナム	バラマリボ小規模漁業センター整備計画	8.17	中南米/水
キリバス	南タラワ水産業関連道路整備計画	12.85	大洋州/水
(水産関係案件計)	6件	45.72	
(18年度合計)	16件	111.35	

表11 18年度無償資金協力基本設計調査

国名	案件名
インドネシア	鳥インフルエンザ等重要家畜疾病に對する家畜衛生ラボ改善計画
エジプト	ダマンフル農業機械化センター近代化計画
ベトナム	海岸保全林植林計画
エジプト	第四次上エジプト灌漑施設改修計画
バングラデシュ	ハオール地域住民生活改善計画
モルドバ	農業機械化訓練センター機材整備計画
マダガスカル	アンチラベ農業機械訓練センター拡張・機材整備計画
ソロモン諸島	アウキ市場建設・埠頭修復計画
エジプト	バハルヨセフ灌漑用水路ダハブ堰改修計画
ポリビア	コチャバンバ県灌漑施設改修計画
キリバス	南タラワ水産業関連道路整備計画

ツバル	フナフチ港改善計画
ギニア	ブルビネ零細漁港拡張計画
インドネシア	持続的沿岸漁業振興計画
セーシャル	漁業設備及び機材整備計画
セントビンセント及びグレナディーン諸島	オウイア水産センター整備計画
セントルシア	アンス・ラ・レイ水揚施設開発計画
カーボベルデ	ミンデロ漁港拡張計画
スリナム	バラマリボ小規模漁業センター整備計画

(2) 食糧援助 (KR)

本援助は昭和43年度から実施された無償による食糧援助である。GATTのケネディ・ラウンド関税一括引下げ交渉の一環として昭和42年に成立した国際穀物協定の中の食糧援助規約に基づき実施されることから「KR 援助」と通称されている。その後、食糧援助規約は昭和55年、61年、平成7年、平成11年の改訂を経て、現在、我が国はこの「1999(平成11)年食糧援助規約」に基づき、開発途上国に対し、米、小麦等を購入するための資金供与による援助を行っている。

なお、18年度の我が国の供与実績は、表12のとおり、17か国及び29難民/被災民等に対し、総額120.75億円を供与した。

表12 18年度食糧援助実績(交換公文ベース)

国名	交換公文 締結年月日	供与総額 (億円)	供与品目
(アフリカ地域)			
エチオピア	18. 8.23	4.60	小麦
エリトリア	18. 9.12	3.50	小麦
マリ	18.11.17	2.90	米
ジブチ	19. 3. 1	1.00	米
モーリタニア	19. 3. 5	3.80	米
ブルキナファソ	19. 3. 6	3.40	米
セネガル	19. 3. 6	3.50	米
カーボヴェルデ	19. 3. 6	1.70	米
ガンビア	19. 3. 6	2.20	米
モザンビーク	19. 3.16	2.15	米
ニジェール	19. 3.19	3.80	米
コンゴ(民)	19. 3.20	3.80	米
(アジア地域)			
モンゴル	18.11.23	2.00	小麦
モルディブ	18.12.12	1.40	小麦粉
ネパール	19. 3.15	3.00	米
ラオス	19. 3.20	3.20	米
(中南米地域)			
ハイチ	19. 3.22	3.60	米
(UNRWA 経由)			
パレスチナ難民	19. 3.18	5.00	小麦粉・豆類
(WFP 経由)			
チャド被災民	18. 7.28	1.50	小麦粉、CSB
スーダン被災民	18. 7.28	9.80	小麦、CSB
ケニア干魃被災民	18. 7.28	5.50	米
ウガンダ北部避難民等	18. 7.28	3.30	米
アフガニスタン国内避難民等	18.10.31	3.50	小麦

フィリピン・ミンダナオ地域被災民	18.10.31	1.40	CSB、豆類
パレスチナ住民	18.12.15	1.60	小麦粉、ツナ缶詰
シエラレオネ社会的弱者	18.12.15	1.70	小麦、豆類、CSB
スワジランド社会的弱者	18.12.15	1.00	メイズミール
ザンビア社会的弱者	18.12.15	1.50	トウモロコシ、CSB
ジンバブエ社会的弱者	18.12.15	1.50	トウモロコシ
マラウイ社会的弱者	18.12.15	2.00	トウモロコシ
バングラデシュ社会的弱者	19. 2.27	4.00	米
ギニアビサウ社会的弱者	19. 2.27	1.10	米
東ティモール社会的弱者	19. 2.27	1.10	米
ニカラグア社会的弱者	19. 2.27	1.20	CSB、豆類
ブルンジ社会的弱者	19. 2.27	1.80	米、トウモロコシ
アンゴラ社会的弱者	19. 2.27	2.90	米
ルワンダ社会的弱者	19. 2.27	1.40	米
タンザニア社会的弱者	19. 2.27	3.10	米
コンゴ(共)社会的弱者	19. 2.27	1.30	米
コートジボワール社会的弱者	19. 2.27	2.20	米
リベリア社会的弱者	19. 2.27	2.00	麦、豆類
レソト社会的弱者	19. 2.27	1.00	メイズミール
カンボジア社会的弱者	19. 2.27	2.10	米、ツナ缶詰
ギニア社会的弱者	19. 3.19	1.80	米
サントメ・プリンシペ社会的弱者	19. 3.19	1.30	米
ソマリア社会的弱者	19. 3.19	3.60	米、トウモロコシ、CSB
計	17か国29難民等	120.75	

フィリピン	19. 3.19	300	肥料
(アフリカ)			
ブルキナファソ	19. 2. 9	330	肥料
モーリタニア	19. 3. 5	300	肥料、農業機械
ルワンダ	19. 3. 5	130	肥料
ガンビア	19. 3. 6	140	肥料
ナミビア	19. 3.14	150	肥料、農業機械
エリトリア	19. 3.15	310	肥料
ニジェール	19. 3.19	300	肥料、農業機械
(中近東・北アフリカ)			
エジプト	19. 2.20	290	農業機械
イエメン	19. 3. 6	330	農業機械
(中南米)			
エクアドル	19. 3.15	450	肥料
(東欧等諸国及びその他諸国)			
モルドバ	19. 1.11	220	農業機械
(FAO 経由)			
ハイチ	19. 2.27	90	ハリケーン被災農家支援
スーダン	19. 3.19	190	種子生産支援・園芸促進支援事業
モザンビーク	19. 3.19	124	劣化農薬の保全及び回収のための事業
パレスチナ	19. 3.19	100	園芸復旧事業
計	20件		4,834

(4) 円 借 款

円借款は、通常、我が国と借入国政府との間で交換公文を締結し、これに基づいて我が国の実施機関である国際協力銀行と借入国政府との間に円建て貸付契約を締結する方式で供与される。

18年度に実施された円借款政府調査等に関し、農林水産関連案件への助言を行った。

18年度の農林水産関連案件は表14のとおり計12件、1,255億円である。

表14 18年度円借款実績 (交換公文ベース)

国名	案件名	交換公文	供与限度額 (百万円)
中国	河南省植林計画	H18. 6.23	7,434
中国	貴州省環境社会発展計画	H18. 6.23	9,173
モルディブ	モルディブ津波復興計画	H18. 6.26	2,733
ペルー	灌漑サブセクター整備計画	H18.11.20	5,972
イラク	灌漑セクターローン	H19. 1.10	9,514
インドネシア	貧困削減地方インフラ開発計画	H19. 3.28	23,519
モロッコ	河川流域保全計画	H19. 3.30	3,165
チュニジア	南部オアシス節水農業支援計画	H19. 3.30	5,260
中国	吉林省松花江流域生態環境整備計画	H19. 3.30	9,500
インド	アンドラ・プラデシュ州灌漑・生計改善計画	H19. 3.30	23,974

(3) 貧困農民支援 (2KR：旧食糧増産援助)

本援助は開発途上国の食糧増産に向けた自助努力を支援するため、昭和52年度から我が国が行っている制度であり、肥料、農薬及び農業機械等を援助対象物資としている。(14年12月、外務省改革に関する「変える会」での議論を受け、適正使用及び環境配慮の観点から、農薬については原則として供与しないこととなった。)

また、17年度より、「貧困農民支援」に名称変更しつつ、裨益対象を貧困農民、小農とすることを一層明確化し、食料生産の向上に向けた自助努力への支援を目指していくこととなった。

なお、本援助は KR 援助と対比して「2KR 援助」とも呼ばれることがある。

18年度の供与実績は表13のとおり、計20件、総額48.34億円である。

表13 18年度貧困農民支援実績 (交換公文ベース)

国名	交換公文 締結年月日	供与総額 (百万円)	援助品目等
(アジア)			
ブータン	19. 1.24	240	農業機械
ネパール	19. 3. 5	300	肥料
スリランカ	19. 3. 9	330	農業機械
インドネシア	19. 3.12	200	肥料

インド	トリプラ州森林環境改善・貧困削減計画	H19. 3.30	7,725
インド	グジャラート州森林開発計画（フェーズ2）	H19. 3.30	17,521
計	12件		125,490

(5) 国際協力事業団開発協力事業（投融資）

我が国の民間企業等が開発途上地域等において農林業開発事業を行うに際し、①技術の改良又は開発と一体として行わなければその達成が困難な事業（試験的事業）、②定められた公的金融機関より融資を受けている本体事業に付随して必要となる関連施設であって周辺の地域の開発に資するものの整備（関連施設整備事業）について、国は国際協力事業団（現国際協力機構）を通じて資金援助等を行ってきた。

農林業分野の18年度の融資実績はなかった。

なお、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」により、投融資事業が廃止されたことから、平成15年度以降、現在の国際協力機構においては既に承諾済みの案件に限り融資、技術面の支援を行っている。

4 多国間協力

(1) 国連食糧農業機関（FAO）

ア 概要

国連食糧農業機関（FAO）は、1945年10月に設立された国連の専門機関であり、ローマに本部を置き約1,000名（国際職員、2007年3月現在）以上の職員を擁している。我が国は1951年11月に加盟しており、現加盟国は、189か国及び欧州共同体である。

FAOは、各国国民の栄養及び生活水準を向上させ、食料、農産物の生産・流通を改善し、農林漁村住民の生活水準を向上させ、世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放に寄与することを目的として、主に以下の4つの事業を行っている。

(ア) 情報活動

食料、農業、林業、水産業及び栄養に関する情報の収集、分析、公表

(イ) 中立的な討議の場

すべての国が主要な食料・農業問題に関して討議し、政策を策定するための中立的な討議の場の提供

(ウ) 政府への助言

農業政策・計画の立案・策定に必要な行政・立法組織に関する加盟国政府への助言

(エ) 開発援助

広範囲にわたる技術援助プロジェクトを通じた

支援

イ 第34回 FAO 総会

第34回 FAO 総会は2007年11月に FAO 本部（ローマ）で開催され、農業・食料の現状に関する各国政府代表による演説が行われたほか、独立外部評価、2008-09年 FAO 事業・予算計画等についての議論がなされた。

ウ ミレニアム開発目標と世界食料サミットの目標

1996年の世界食料サミットで「ローマ宣言」及び「行動計画」が採択され、2015年までに世界の栄養不足人口を半減させるとの目標が掲げられた。2002年6月に FAO 本部で世界食料サミット5年後会合が開催され、「世界の食料安全保障の確立に向けた各国の取組の強化を求める」宣言が採択された。また、国連は、2000年にミレニアム開発目標（MDG）を掲げた。その中の MDG1は、世界の飢餓と栄養不足人口率を半減させることを目標としている。これは、FAO の果たす主要な任務であり、世界食料サミットの目標達成は、同時に MDG1の達成に大きく貢献するものである。

エ その他

FAO に専門家として20名、準専門家として4名の職員を派遣中（平成19年3月現在）である。

また、FAO のプロジェクトの「アジア食料安全保障情報化推進事業」（51万ドル）、「市民社会参加型農村開発支援事業」（26万6千ドル）、「持続可能な開発に関する世界サミットフォローアップ事業」（46万3千ドル）、「水産養殖ガイドライン策定事業」（8万2千ドル）、「漁業対象種の CITES 附属書掲載評価検討事業」（31万ドル）、「アジア地域の農業分野における復興支援事業」（116万2千ドル）、「アジアにおける食品安全・動植物検疫関連支援事業」（78万6千ドル）、「アジア水田・水環境システム分析評価事業」（22万5千ドル）、「アジア持続可能な森林経営モニタリング・評価・報告強化事業」（53万8千ドル）、「途上国の生産能力向上等のための南南協力促進事業」（87万1千ドル）及び「国際食品規格策定・整備事業」（18万9千ドル）に対して拠出を行った。

(2) 世界食糧計画（WFP）

世界食糧計画（WFP）は、食料を開発途上国の経済・社会開発及び緊急食糧援助に役立てることを目的として、1963年国連及び FAO の共同計画として設立された食糧援助実施機関で、各国からの拠出により開発途上国に穀物、植物油等を援助している。

我が国は平成18年度において、WFP に対して通常拠出603万ドル（現金423.9万ドル、現物分（米及び水

産缶詰)179.1万ドル)、国際緊急食糧リザーブ180万ドルのほか車輛、貯蔵施設等非食料品目援助40万ドルの拠出を行った。また、WFPの二国間代行業務として難民、被災民救済のため、WFPを通じたKR食糧援助(66.2億円)を行った。

(3) 国連アジア・太平洋経済社会委員会 (ESCAP)

国連アジア・太平洋経済社会委員会 (ESCAP) は、国連経済社会理事会の下部機構たる地域経済委員会の一つとして、1947年に設立され、アジア・太平洋地域の経済社会開発を促進するための協力機関として、種々の地域協力プロジェクトを行う機関である。

我が国は、従来より ESCAP のほとんど全ての分野にわたる諸活動に対し資金協力 (2006年度211万ドル) (2005年度235万ドル) 及び技術協力を実施している。

(4) 国際農業開発基金 (IFAD)

国際農業開発基金は、低利な資金融資による開発途上国の食料生産増大を目的として、先進国及び産油国の拠出約10億ドルをもとに1977年発足した (加盟国165)。

所得が低く、かつ食糧が不足している地域での飢餓と貧困を撲滅するため、被援助国である開発途上国からの依頼に基づき、農村開発プロジェクトに必要な資金を融資することで食糧の増産、所得の向上、健康・栄養・教育水準を改善し、持続性のある生計が営めるような援助を実施している。

IFAD 創立時の当初拠出及びその後行われた6回の増資における累計拠出で、日本は、総額約2.8億ドルを拠出、拠出シェアでは6%となり、米、サウジアラビア、ドイツに次ぐ第4位の拠出国として貢献している。

(5) 国際農業研究協議グループ (CGIAR)

国際農業研究協議グループは1971年に世銀、FAO、国連開発計画 (UNDP) が主催した国際農業研究の長期かつ組織的支援に関する会議で設置が決定されたドナー国 (機関) のグループで、事務局を世銀内に置いている。2007年11月現在、メンバーは47か国、13地域・国際機関、4財団である。さらに世銀、IFAD、FAO、UNDP が共同出資者である。

本グループ傘下の国際農業研究機関としては、国際稲研究所 (IRRI、フィリピン)、国際とうもろこし・小麦改良センター (CIMMYT、メキシコ)、国際水管理研究所 (IWMI、スリランカ) 等の15の研究所がある。

我が国は1971年の第2回会合以来、本グループに正式メンバーとして参加し、研究協力及び拠出を行っている。2006年度は CGIAR 事務局及び本グループ傘下の15研究所等に対し8.8億円 (外務省計上) の拠出を行ったほか、農林水産省からは IRRI、CIMMYT、IWMI

に特別拠出を行った。

(6) アジア生産性機構 (APO)

アジア生産性機構は第2回アジア生産性円卓会議において設立が決議され、1961年に発足した、東京に事務局本部を置く政府間国際機関である。

同機関は、加盟各国の相互協力に基づいた生産性の向上を通じ、諸国の開発及び発展に寄与することを目的として、多国間ベースによるシンポジウム、セミナー等の開催、訓練コース、視察団の派遣、調査研究等の事業活動を行っている (加盟国20か国)。農林水産省は農業分野において、セミナー、シンポジウムの我が国での開催及び視察団の受け入れ等に対する協力 (平成18年度予算35,475千円) を行っている。

(7) 世界銀行

世界銀行とは、有利子の融資を行う国際復興開発銀行 (International Bank for Reconstruction and Development : IBRD) と無利子の融資を行う国際開発協会 (International Development Association : IDA) の2つの機関の総称である。

IBRD 及び IDA は、開発途上国における貧困緩和に向けた努力を支援することを目的として、これらの国々における持続的成長、人々の生活水準の向上に資するプロジェクトや構造調整プログラムの実施に対して、主に長期の貸し付け・融資により支援を行っている。

IBRD は1946年に設立 (加盟国185)、IDA は1960年に設立 (加盟国166) された。いずれも、我が国は米国に次いで第2の出資比率を有している。

(8) 国際協同組合同盟 (ICA)

国際協同組合同盟 (ICA) は、全世界において自立した協同組合の発展と強化を進めることを目的に、1895年にロンドンに設立された協同組合の国際機関である (現在の本部：ジュネーブ)。ICA にはあらゆる種類の協同組合の参加が可能とされ、現在、85ヵ国220団体、傘下の組合員は世界全体で8億人を超えている。

我が国は、開発途上国の農林水産業の開発を推進するため、ICA の行うアジア諸国の農協指導者の育成強化、世界の漁協指導者の育成強化及び農協女性指導者の育成のための研修事業に対し拠出を行った (平成18年度予算11,000万円)。

(9) その他

以上のほか、我が国は、国際熱帯木材機関 (ITTO)、植物新品種保護国際同盟 (UPOV)、メコン河委員会 (MRC)、東南アジア漁業開発センター (SEAFDEC)、東南アジア諸国連合 (ASEAN)、国際獣疫事務局 (OIE)、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)、み

なみまぐろ保存委員会 (CCSBT) 等に対して資金拠出等の協力を行っている。

第4節 情報の受発信

1 海外農業情報

諸外国の農林水産業の概要、農林水産物貿易の概要や農業政策等の情報を収集・分析し、これら最新の情報をインターネット上の農林水産省のホームページに掲載するなど、国民に情報提供を行った。

2 我が国の農産物貿易

財務省が公表している「貿易統計」をもとに、我が国における農林水産物の輸出入の状況をとりまとめ、インターネット上の農林水産省のホームページに掲載するなど、国民に情報提供を行った。

3 海外広報

我が国の農林水産施策の動向を伝える英文ニュースレター「MAFF UPDATE」の発行、外国政府等からの訪問者に対する我が国の農林水産業政策の説明等を行った。